

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たると
その翌日)

目 次

- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規

則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号及び第六号中「科長」の下に「試験地長」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十三号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項中

青少年室、生 活安定対策室、 企業診断室、 団体検査室、 専門技術員室 及び金融対策 室(以下この 項において「 青少年室等」 という。)の 室長

を

婦人青少年室、
企業診断室、
団体検査室、
専門技術員室
及び金融対策
室（以下この
項において「
婦人青少年室
等」という。）
の室長

に、
出納室及び青
少年室等以外
の室長

を
出納室及び婦
人青少年室等
以外の室長

に改め、

同表の知事の事務部局の地方機関の大阪事務所の項中

を
次
長

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の保健所

次
長
神戸貿易事務
所長

の項中

次

長

を

次
長
鳥取保健所、
倉吉保健所及
び米子保健所
（以下この項

に、

課

長

を
鳥取保健所等
の総務課長以
外の課長

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の家畜保

において「鳥
取保健所等」
という。）の
総務課長

衛生所の項中

次
長

を

次
長
係
長

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の土木出張所の

項中

所
課
長

長
課長補佐
係
長

係
長

を

所
長
課長（鳥取土
木出張所の建
築課長を除
く。）

鳥取土木出張
所の建築課長
課長補佐
係
長

鳥取土木出張
所の建築課の
課長補佐
係
長

に改める。

別表第五の知事の事務部局の項中

室

長

を

試験地長

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

青少年室長

生活安定対策室長

を 婦人

青少年室長

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の大阪事務所の項

中

神戸貿易事務所長

を

次

長

に改め、同表の知事

の事務部局の地方機関の保健所の項中

次

長

を

総務課 健所、及び米の総務(る。)

長(鳥取保 倉吉保健所 子保健所 課長に限

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の土木出張所の

項中

課

長

を

課長(鳥取土木出張所の建築課長を除く。)

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十五号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第二条関係)」に改め、同表の兵庫県の項を削る。

附 則

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会

規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の大阪事務所の項中

大阪市の区域
(神戸貿易事務所に勤務する職員にあつては、神戸市の区域)

を

大阪市の区域に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規

則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「人事課能率係長」を「人事課行政管理係長」に、「人事課能率係員」を「人事課行政管理係員」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。